

地域統計としての農業センサス

—農村地域における小地域統計の利用可能性に関するノート—

梶田 真

(東京大学大学院総合文化研究科)

I はじめに

II 農業センサスの概要と特徴

III 地域統計としての農業センサス

IV おわりに

キーワード：農業センサス，農村，農業集落，小地域統計

I はじめに

農業センサス¹⁾は、農村地域において国勢調査以上に重要な地域統計として活用されてきた。農業センサスでは、農業集落という形で、国勢調査とは異なった地域単位による小地域統計（基礎自治体（市区町村）よりも小さな地域単位において集計された統計）の公刊を続けてきた。また、この2つの統計は作成の目的が大きく異なり、小地域統計における区域の整合性が低いことから、統合的・補完的に利用されることには少なかった。

筆者は、先に国勢調査の小地域統計について、その整備過程と実態を整理したが（梶田 2008），本稿では、地域統計の視点から、農業センサスの展開と特徴を整理する。農業センサス、さらには農業統計の体系的な歴史については農林省統計調査部編（1970a, b, 1971a, b），及川（1993），農林水産省経済局統計情報部（1997）などを参照されたい。

本章以下、本稿は4章で構成される。まず、IIでは、農業センサスの概要と特徴を国勢調査との対比

の上で整理する。IIIでは、地域統計の視点から農業センサスの体系をまとめ、農業集落別での集計状況（農業集落カード）について検討する。IVでは、前章までの分析結果を踏まえて、現在、農村地域に関する地域統計の再構築が求められていることを主張し、本稿を締めくくる。

II 農業センサスの概要と特徴

1. 農業センサスの歴史

まず、農業センサスの歴史について、2010年農業センサス都道府県別統計書での記述を中心に簡単に整理したい。表1は農業センサスの歴史を年表にまとめたものである。

周知の通り、センサスとは調査対象の全てについて、調査票を用いた調査を行うことを指す。日本の農業統計においてセンサス方式が初めて採用されたのは、1929年に国際連合食糧農業機関（FAO）の前身である万国農事協会が提唱した「1930年世界農業センサス」に沿って行われた農業調査である。そ

表1 農業センサスおよび関連事項に関する年表

年	事柄
1950	世界農業センサスを実施 ・戦後最初の農業センサス。GHQの指示の下、FAO要綱に忠実に実施 ・センサスの調査対象となる農家の定義を明示的に提示 ・地域統計として市町村別の統計書を刊行
1955	臨時農業基本調査を実施 ・予算上の制約から1/5サンプル・センサスとして実施 ・農業集落の考え方を導入し、農業集落およびこれに基づいた調査区を画定
1960	世界農林業センサスを実施 ・はじめて悉皆調査として農業集落単位での集計を実施し、農業集落カードを作成 ・林業センサスを併せて実施（以後、林業センサスは10年に一度実施）
1961	農業基本法施行
1965	農業センサスを実施 ・以後、中間年の農業センサスについても全数調査として実施
1970	世界農林業センサスを実施 ・農業集落の範囲を全面的に見直し再画定 ・農業集落カードがマイクロフィッシュ化され、一般の利用に供するようになる
1975	農業センサスを実施
1980	世界農林業センサスを実施
1985	農業センサスを実施
1990	世界農林業センサスを実施 ・調査農家を「販売農家」と「自給的農家」に区分し、後者の調査を簡略化 ・東日本と西日本で異なっていた農家の定義を一本化 ・農作業受委託が農業の範囲に含まれるものとした
1995	農業センサスを実施 ・農業集落カードが電子データとして提供されるようになる
1999	食料・農業・農村基本法施行
2000	世界農林業センサスを実施 ・GISで利用できる農業集落の境界データが提供されるようになる
2005	農業センサスを実施 ・調査対象を農業経営体に変更
2010	世界農林業センサスを実施

(筆者作成)。

の後、戦時の調査の中止期を挟んで、戦後、農家人口調査(1946年)、臨時農業センサス(1947年)、農地統計調査(1949年)を実施した後に、1950年にFAOが世界的な規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加する。当時、日本は占領下にありFAOにも加盟していなかったが、GHQの勧告に基づいて日本でも農業センサスが実施されることになった(農林水産省経済局統計情報部編 1997: 175-176, 182)²⁾。1950年農業センサスは、調査区の設定と農業事業体名簿の作成、農林省-都道府県-市

町村による地方分査方式³⁾による調査実施体制の整備など、近代的な農業センサスを確立する上で大きな転機をなすものであった。また、調査対象となる農家の定義、すなわち調査対象とする世帯の農業の最低規模を経営耕地面積が10a以上(東日本)／5a以上(西日本)の農家⁴⁾、もしくは経営耕地面積がこの規模に満たなくても1年間の農業生産物の販売価格が1万円以上の農家(例外規定農家)、として明確な形で示した⁵⁾。しかし、GHQの指示を受けて実施され、FAO要綱(FAO 1948)への対応

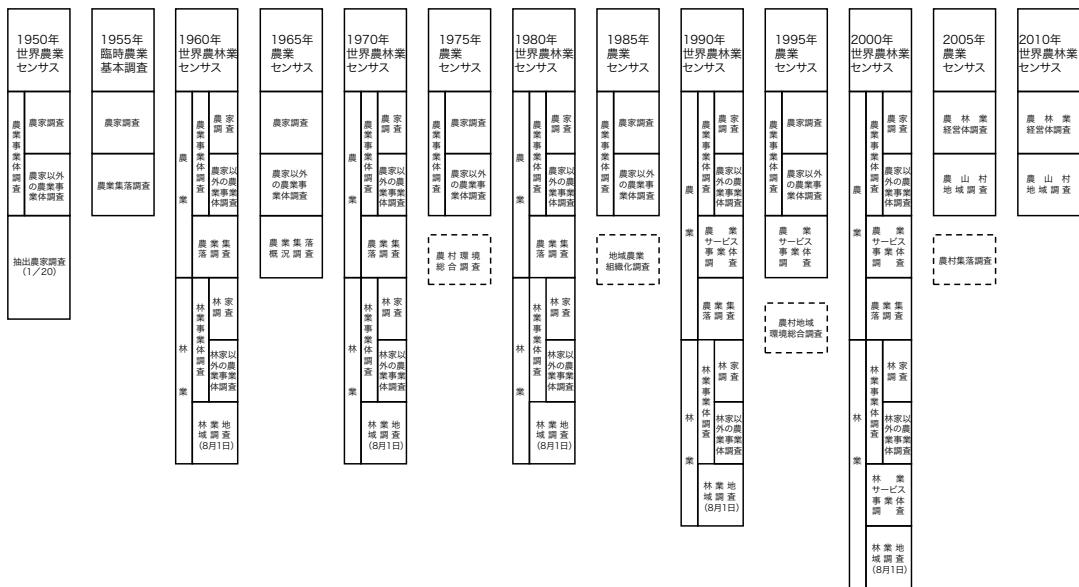


図1 農林業センサスの沿革

(農林水産省資料を一部修正. http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2010/pdf/rekisi_01.pdf).

が重視されたことにより⁶⁾、農産物生産高が調査項目に含まれなかつたことなど、日本農業の実態を把握する上で必ずしも最適な内容ではなかつた。

1950年農業センサスの実施の後、1952年にサンフランシスコ平和条約によって主権を回復すると、1955年の臨時農業基本調査において、日本の実態に即した調査内容・実施体制が模索された（ただし、この調査は、予算上の理由⁷⁾から1/5抽出のサンプル・センサスとして実施されている（及川1993: 250））。そして、1960年農業センサスにおいて調査の基盤が確立される⁸⁾。世界農業センサスは10年毎に実施されているが、日本ではその中間にても独自の農業センサスを実施するようになり、最新の2010年世界農林業センサスは、戦後13回目の農業センサスとなった。各回の農業センサスの調査内容をまとめたものが図1であるが、この図が示しているように、調査内容は実施年毎に異なる。

まず、1960年農業センサスにおいてはじめて、

林業センサスが農業センサスの体系の中に組み込まれた。以後、林業センサスは、世界農業センサスとして行われる時に同時に実施されるようになった。同様に、農業集落調査⁹⁾も10年毎の世界農業センサスの時に実施されている。

一方、世界農業センサスの中間に実施される農業センサスは、1965年農業センサスより抽出調査から全数調査に変更されている¹⁰⁾。また、中間に農業センサスでは、1975年以降、農村環境総合調査（1975）、地域農業組織化調査（1985）、農村地域環境総合調査（1995）、農村集落調査（2005）といった、その時々の政策関心に即した調査があわせて実施されるようになっている。

さらに、1990年農業センサスにおいて、農業の範囲に農作業受委託を含めることになったことを受けて、同年の調査より農業サービス事業体調査が追加された。また、2005年農業センサスの際には農業センサスと林業センサスを一本化する形で調査体

系が全面的に改められ、農林業経営体調査と農山村地域調査の2調査に整理されている。なお、沖縄県では、琉球政府時代に3度（1951年、1964年、1971年）独自の農業センサスが実施されている。

2. 農業センサスと国勢調査の性格の違い

国勢調査の目的は、「我が国の人口・世帯の状況を明らかにすること」（2010年国勢調査報告第1巻・まえがき（頁番号なし））であり、その基本的な役割として（1）公正な行政運営の基礎を成す情報基盤、（2）国民や企業の活動を支える情報基盤、（3）公的統計の作成・推計の基礎としての役割、の3つが挙げられている¹¹⁾。

これに対して農業センサスの目的は以下のように記されている。

1970年世界農林業センサスは、わが国農林業の現状を明らかにすると同時に、経済統計に関する国際条約に基づきFAOが加盟各国に対し、10年に1回実施を要請している世界農業センサスに参加し、農業の国際比較に必要な統計を整備することを目的として実施したものである（世界農業センサスとして実施された場合、1970年農業センサス都道府県別統計書2頁）。

1975年農業センサスは、我が国農業の現状を明らかにし、農業諸施策の推進に資すると同時に、農業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した（世界農業センサスとして実施されていない場合、1975年センサス都道府県別統計書1頁）。

上記のように、長らく農業センサスは①農業の現状把握と農業政策のための基礎資料の整備、②FAOの世界農業センサスへの参加と農業の国際比較に必要な統計の整備、の2点を目的としてきた。

食料生産に主眼を置いた農業基本法（1961）から農業・農村地域が果たしている多面的な機能を射程におさめた食料・農業・農村基本法（1999）への再編に代表される農政の考え方の変化は、2010年農業センサスになってようやく調査目的に反映されるようになった¹²⁾。

このような国勢調査と農業センサスの性格の違いは、主要な用語・概念の定義や集計項目の変化に現れている。例えば、人口（国勢調査）と農家世帯員（農業センサス）の定義は大きく異なる。

国勢調査における（常住）人口は「当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者」（2010年国勢調査における定義）を指す¹³⁾。これに対して、農林業センサスにおける農家世帯員は「原則として住居と生計を共にしている者を指す。出稼ぎに出ていている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。また住み込みの雇人も除く」（2010年農業センサスにおける定義）とされている。2000年農業センサスの都道府県別統計書¹⁴⁾の「用語の解説と利用上の注意」では、このような人口と農家世帯員の定義の違いについて以下のように説明している。

（ア）国勢調査の第1のねらいは、調査時点での人口を正確に把握することであるため、このように規定することがその目的達成に最も適している。

（イ）しかし、農林業センサスで世帯員を調査する第1のねらいは、その家が専業農家であるか、あるいはどのような兼業に依存している農家かなど、農家の経済的性格を区分することにある。この目的を達成するには上記のように規定しないと、例えば、出稼ぎに依存している農家が統計上専業農家に分類されるなど実態を正確に反映しなくなる。

また、住み込みの雇い人は、世帯員の家族と

住居は共にしているが、生計を共にしているとは考えられない。したがって、こうした者を世帯員に入れると、上記の場合と同様、農家の性格区分などを行うことができなくなる。（2000年農業センサス都道府県別統計書10頁）

上記の記述が示しているように、農業センサスにおける農家は、農業という産業における基礎的な生産単位として位置づけられている。

また、国勢調査が年次間での比較可能性を重視し、調査項目をできるだけ固定しているのに対して、農業センサスでは、その時々の農業の実態と政策課題を的確に捉えるために隨時、調査項目や用語・概念の定義を変更・再編してきた。

こうした性格の違いを反映した差異として、国勢調査では金銭的な収入に関する質問項目や区分が存在しないが、農業センサスでは、このような項目・区分が少なからずみられる点が挙げられる。こうした集計項目の代表的なものが農産物販売金額規模別の農家数である。こうした金銭的な基準は、農家の分類を行う際にも用いられてきた。

その一方で、所得水準や物価の上昇に伴い、このような基準は常に見直しを迫られることになる。例えば、市町村別統計書／都道府県別統計書における農産物販売金額規模別の農家数の区分は、1960年農業センサスが9区分、1970年農業センサスが11区分、1980年農業センサスでは12区分となっており¹⁵⁾、各区分の金額帯が上方に引き上げられているだけでなく、区分設定の整合性もみられない。

また金銭的な基準によって操作的な定義がなされている用語もある。例えば、兼業従事者の定義は、以下のように変化している¹⁶⁾。

調査期日前1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者（1960年世界農林業センサスは年間30日以上という規定でなく、年間収入が1

万円以上、となっていた。）又は調査期日前1年間の販売金額が15万円以上（1960年世界農林業センサスは1万円以上、1965年農業センサスは2万円以上、1970年世界農林業センサスは3万円以上、1975年農業センサスは5万円以上、1980年世界農林業センサスは7万円以上、1985年農業センサス及び1990年世界農林業センサスは10万円以上、1995年農業センサスは15万円以上）ある農業以外の自営業に従事した者（2000年農業センサス都道府県別統計書8頁）

これらの結果、時系列比較の際にはそれぞれの調査における用語・概念の定義・基準を丁寧に跡づけることが必要となり、比較が困難な項目も少なくな

い。

また、国勢調査と農業センサスは、同じ年に実施されるものの、実施時期は国勢調査が10月1日、農業センサスは2月1日（沖縄県は前年の12月1日）となっており、年度をまたぐため比較が難しい。加えて、農業センサスでは長らく、卒業時期との関係を重視し、生産年齢を16歳以上（国勢調査等では15歳以上）としてきた¹⁷⁾。

3. 農政課題と農業センサスにおける焦点の変化—農家分類と兼業の定義を中心に

前記したように、農業センサスは、農業の現状把握と農政のための情報収集を目的としているため、その時々の農業の状態そして政策課題を反映する形で用語・概念の定義や質問項目の内容が変更・再編されている。

ここでは、一例として農家分類と兼業の定義の変化を取り上げる¹⁸⁾。

農家の分類方法において最初の大きな転機となつたのは1960年農業センサスである。

当時、食料需給の改善により食料増産政策の必要性が薄れていく一方で、①消費革命による需要の高

度化や農産物輸入の拡大に伴う国際競争力をもつた農業への再編、②農業と他産業の間の生産性および所得格差の拡大への対応、という2点への政策的な対応が求められるようになり、1961年には農業基本法が制定されている。

こうした中で企画・実施された1960年農業センサスでは、「農業の構造的変化の新しい芽とその今後の方向を明らかにするものとして多大な期待を寄せられ」(農林省統計調査部編 1970b: 145)、経済的な性格に基づく新しい農家類型区分が導入される。その背景として、従来の農家類型区分である専兼業別分類に対し「世帯員たる二、三男女が他産業に従事しているというだけで兼業農家として性格づけされる」(農林省統計調査部編 1970b: 170—171)ことが批判を受けるようになったことが挙げられる。

この経済的な性格に基づく分類では(1)農産物販売額による区分、(2)世帯主・あとづきを中心とした兼業区分、の二つを組み合わせることによって分類を行っている。

前者については、(1)農産物販売額2万円未満、(2)同2~10万円、(3)同10~30万円、(4)同30万円以上の4つの分類が設けられた。それぞれの区分は(1)農産物販売金額では、その農家の農業経営に直接必要な経費をもまかねないと考えられる階層、(2)農産物販売金額でその農家の農業経営に直接必要な経費はまかないうるが、農業所得で家計費の半分まではまかねないと考えられる階層、(3)農業所得で家計費の半分以上はまかねるが、農業だけでは暮らしていけないと考えられる階層、(4)農業所得だけで生活していくと考えられる階層、に対応するものとされた¹⁹⁾。

また、後者については(1)世帯主が兼業に年間100日以上従事している農家、(2)世帯主が年間99日以下兼業に従事しているかあとづきが兼業に従事している農家、(3)世帯主、あとづき以外の家族員

だけが兼業に従事している農家、の3つの区分が設けられた。この兼業区分では上記の批判に応える形で世帯主とあとづきの兼業状況だけが基準とされた。

1965年農業センサスでは、この農家分類が継承されることになったが、「社会経済的な農業生産単位としての農家」と「しからざる農家」を区分するための新しい農家分類として「1種農家」と「2種農家」という区分が導入され²⁰⁾、前者については詳細な専業・兼業および農業経営に関する集計、後者については農外就業に関する詳細な集計と、異なった形での集計が行われている。しかし、この分類も次の農業センサスには継承されていない(農林水産省経済局統計情報部編 1997: 188)。

1970年代に入ると農業生産の中核的な担い手となる農家の育成が重視されるようになる(農林水産省経済局統計情報部編 1997: 192)。このような農政課題を反映して、1970年農業センサスでは、「同じ兼業農家でも兼業従事者が本来世帯の中心的な働き手である世帯主、あとづきであるか否かによって性格を異にする」(1970年農業センサス都道府県別統計書6頁)という観点より、第1種兼業農家、第2種兼業農家のそれぞれについて、世帯主とあとづきの兼業状況に基づいて「世帯主あとづき兼業」(世帯主、あとづきがともに兼業に従事)「世帯主兼業」(世帯主が兼業に従事)「あとづき兼業」(あとづきが兼業に従事)「その他の世帯員兼業」(世帯主、あとづき以外の世帯員のみが兼業に従事)の4つの区分による集計が行われる。

1980年農業センサスになると、世帯主の就業状態と従事している兼業の種類を基準とした区分に改められ、あとづきは分類の対象から除外される。これは1970年農業センサスにおいて、あとづきが「16歳以上の男子でその家を継ぐ予定の者であり、農業後継者といった狭い意味のものではない」(1970年都道府県別統計書6頁)とされ、農業後継者そして

将来的な担い手としてのあとづぎの重要性が低下していったことを反映しており、現状の中で「農家分類のなかでの担い手農家とそうでない農家を析出する努力」（農林水産省経済局統計情報部編 1997: 193）を行った結果の定義の変更であった。

1990年には、それまで兼業（自営業）扱いであった農作業受委託を農業の一部として位置づけ直したことで、専業と兼業の線引きが改められ、1995年農業センサスになると「世帯主農業専従」と「世帯主兼業の農業主」が「世帯主農業主」に統合された。また、同年の農業センサスでは、主副業別分類が導入され、「主業農家」（農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家）、「準主業農家」（農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の世帯員がいる農家）、「副業的農家」（65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家）という分類が設けられた。この分類も担い手の有無と関連づけることで、より実質的な基幹的農家の抽出を意図したものであるといえる。2000年農業センサスにおいて、従来の家の継承の視点に立った「世帯主」「あとづぎ」に対して、世帯の農業経営の継承の視点に立った「農業経営者」（その世帯の農業経営に責任を持つ者、一つの世帯に複数の農業経営者がいる場合には便宜的にいずれか1人を経営者としている）、「農業後継者」（次の代で親の農業経営を継承することが確認されている者（予定者を含む））という概念が導入されたのも同様の流れにおいて理解されよう。

III 地域統計としての農業センサス

1. 地域統計としての農業センサスの整備過程

地域統計として市町村別の農業統計が整備されるようになったのは戦後のことである。早い時期から、地方分査方式により市町村単位で集計が行われ

てはいたが、農林省によって網羅的な市町村別統計が公刊されたのは農業センサスの骨格が固められた1950年農業センサスで『1950年世界農業センサス市町村別統計表』がまとめられた時が最初である。同書には以下のような記述がある。

農業諸相を観察する場合に全国集計、府県別総計の数値を用いて平均値を算出し、その平均値が、あたかもその集団の実状を代表するかのごとく利用されてきたが、府県という集団をとつてみても、その中には農村、山村、漁村というように地勢的な相違や農業発展の度合いなどにより農業様相の著しく相違するものが内包されているので、府県別の統計より更に小地域の農業統計の利用が要請されるようになってきた。このような点に鑑み、今回、市町村別の統計をまとめ、これら利用者の要請に答えたい。

市町村別に全国統一的にみられる統計は現在1950年世界農業センサス結果のみであるので、この結果をとりまとめ印刷に付する次第である。（『1950年世界農業センサス市町村別統計表（1950年）』・序文（頁番号なし））

1955年の臨時農業基本調査の際にも『臨時農業基本調査市町村別統計表』（農林省統計調査部編1959）が公刊されている。この時、昭和の大合併（1953～1956）によって市町村領域は劇的に再編されることになるが、この統計表では合併前の旧市町村単位での集計結果が併記された。旧市町村単位での集計は以後の統計書でも継続されている。

高度経済成長期に入ると、農業と他産業の所得格差の拡大、農業の構造変化と地域分化が進んでいく中で、農林省は1959年6月に農林経済局統計調査部長通達「今後の農林統計調査活動の方向」を行い、「従来の全国画一的統計からすすんで地域の実態を反映した統計指標の選定及び市町村別統計を含む地

域統計表章の細分化等、地域統計の充実整備の考え方」(農林水産省経済局統計情報部編 1997: 424) を示した²¹⁾。この通達を受けて、1960年農業センサス以降は市町村別統計書(1960年)／都道府県別統計書(1965年以降)の形で市町村別の集計結果が公表されている。

しかし、「村」と「ムラ」という表現に端的に表れているように、行政上の地域単位と農業・農村の生産活動・社会組織の地域単位が乖離している中で、市町村よりも小さな単位での地域統計の整備も試みられた。それが農業集落別集計である。このような地域単位の設定が求められた背景には、前記したような農業・農村における地域単位の認識に加えて、学界での共同体論争の影響を受け、農村の封建的な諸関係が農業の近代的な発展を妨げているのではないか、という問題意識があり(農林水産省経済局統計情報部編 1997: 179)、そのための基礎資料となる統計整備が求められたことがある。また、農業集落を画定し、これに基づいて調査区を整備することで、調査の実施体制を確立することも目的の一つとして挙げられる²²⁾。

農業センサスにおいて、農業集落という考え方方が打ち出されるようになったのは、GHQによる統制から開放された1955年の臨時農業基本調査の時であり(福村 1985: 10)、「わが国農業の基底にある農業共同体的な集落構造を把握する狙いから、農業集落を画定し、各農業集落の農業の発達の度合いによって農業集落を分類し、農業集落階層別統計の作成」(及川 1993: 250)が図られた。当時、農業集落は「農家が農業上相互に最も密接に共同し合っている農家集団」(『1960年世界農林業センサス市町村別統計書』)として定義された。

しかし、農業集落という行政上の地域単位は存在しないため、まず農業集落の範囲を画定させる作業が必要になった。1955年の臨時農業基本調査の実施に先立つ1954年8月に全国的に農業集落の画定

が行われている(及川 1993: 250)。農業集落の抽出に際しては「農業集落範囲判定一覧表」(図2)に部落実行組合や行政部落の範囲あるいは共同林野の利用範囲、用水路農道修理の際の賦役の範囲などの項目に関する実態を記入し、(1)実行組合と行政部落が一致している場合、(2)一つの行政部落の中に二つ以上の実行組合がある場合、(3)実行組合と行政部落の区域が甚だしく違っている場合、(4)都市の場合、の4つの場合毎に判定手続きが定められ(農林省農林経済局統計調査部編 1957: 10-12)、全国で156,477の農業集落が抽出された²³⁾。

臨時農業基本調査の実施後、農業集落別の集計結果に基づいて階層的な類型化が試みられている(農林省農林経済局統計調査部編 1957)。まず、第1階層として「平地農村」「農山村」「山村」「漁村」「開拓集落」の5つの区分に分類され、さらに第2階層(17分類)、第3階層(37分類)と分類が行われ、全ての農業集落がいずれかの分類に割り当てられている²⁴⁾。この階層的な分類は「農業集落の近代化段階を表す」(農林水産省経済局統計情報部 1997: 181)ものとされた²⁵⁾。

この農業集落の範囲は農業センサスにおける調査区の基準となった。原則として、それぞれの農業集落が1つの調査区とされているが、集落内の農家数が50戸以上または調査が困難な集落については2つ以上の調査区が設けられ、全国に約20万5千の調査区が設けられた(及川 1993: 250)。

しかし、前記したように臨時農業基本調査は1/5抽出のサンプル・センサスであり、悉皆調査による本格的な農業集落調査が実施されるようになったのは1960年の農業センサスの時である(石井 1985)。この時は冊子体の報告書(農林省農林経済局統計調査部編(1961))に加えて、以下のような形ではじめて農業集落カードが作成されている(図3)。

今回のセンサスの農家調査と農業集落調査の

農業集落範囲判定一覧表

昭和29年9月1日現在

都道府県名

支名

市 区
町村名

_ (現)

)

注意 1. 旧市区町村別に農業集落を判定した場合は、市区町村名の次のカッコ内に、その旧市区町村の名前を記入してください。

1. 旧実行組合の会員が未登録の場合は、市町村の戸主登録簿に記載されている市町村名と会員名の記載欄に、
2. 旧実行組合の会員が未登録の場合は、市町村の戸主登録簿に記載されている市町村名と会員名の記載欄に、
3. 1. の表は二部作ってください。
4. 1. の表は二部作ってください。

図2 農業集落範囲判定一覧表

(農林省農林経済局統計調査部編 (1957: 11) による).

集落別結果から主な項目を選び、別に掲げる様式（これは都道府県用である。北海道用は若干異なる）カード（2枚）に記載したものである（農林省農林経済局統計調査部編 1961: 7）。

この農業集落カードは全ての農業集落について作成されているが、農林省で保管され、公刊されたり一般の利用に供されることはなかった²⁶⁾。

1965年農業センサスでは、農業集落別の集計は行われなかった。現行の農業集落統計の骨格が画定するのは、1970年農業センサスの時である。

1970年農業センサスにおける農業集落統計は2つの点で大きな転機となった。

第1に、農業集落を明示的に属地的な概念として捉え、その範囲を全面的に見直したことである。

1970年農業センサスでは、農業集落について「農業集落の範囲を属地的にとらえ、一定の土地（地理的な領域）と家（社会的な領域）とを成立要件とした農村の地域社会（ルーラルコミュニティ）であるという考え方」（1970年農業センサス都道府県別統計書での説明）を採用し、「行政区や実行組合の重なり方や各種集団の活動状況から農業生産面及び生活面の共同の範囲を調べ」（農林統計協会 2008: 1）その範囲を確定させた。この画定作業は1955年の臨時農業基本調査での農業集落を基本として行われたものの、「その修正たるや決して部分的なものではなく、内容的には根本的訂正であった」（農林省統計調査部編 1971a: 497）。

その理由は、従来の農業集落の範囲が、調査を企画・分析する農林省農林経済局統計調査部の都合に

1960年世界農林業センサス											
農業集落カード											
(農林省)											
5. 経営耕地面積広狭別農家数											
6. 農家の総世帯員数											
7. 家としての兼業種類別農家数と兼業從業員数											
8. 農家類型区分別農家数											
9. 過去1カ年間の他出家族員数											
10. 専業兼業別農家数											
11. 就業状態別世帯員数											
12. 経営土地面積											
13. 土地移動											
事務所名	市郡名	町村名	田市町村名	農業集落名	農業集落番号	買入れて自分で耕作している農家数					
						戸					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村					
						戸					
						歩					
						町					
						村</					

て、「農業集落修正意見表」を作成し」(農林省統計調査部編 1972: 3), この「意見書に基づき, 市区町村長と出張所長が協議を行ない, 前者が農業集落認定案を作成し, さらに, その認定案を基に, 都道府県知事と統計調査事務所長が協議のうえ認定した」(同).

準備調査の段階では全ての農業集落について現地確認を行い, 認定を行うことができなかつたため, 「農業集落調査票の冒頭に「農業集落の範囲」を確認する項目を設け, 実査の際に, 個々の農業集落について確認を行ない, 準備調査における農業集落の認定が誤っていた場合には, それを適正な範囲に修正した上で実査を行つた」(農林省統計調査部編 1972: 3—4). この時に画定された農業集落の範囲は, 統計の連続性の観点から, 現在に至るまで踏襲され, 区域の修正は最小限にとどめられている²⁷⁾. ただし, 平成の大合併によって市区町村の再編が行われたことを受けて, 2005年農業センサス以降については「市区町村の合併・分割, 土地区画整理事業などにより従来の農業集落の地域範囲が現状と異なつた場合は, 現況に即して修正を行い」(『2010年世界農林業センサス 第8巻 農業集落類型別統計報告書』の「利用者のために」(頁番号なし)) という記述が加えられている.

第2に, 一般の研究者の農業集落カードの利用が可能になったことである. このことは農業集落カードがマイクロフィッシュ化されたことで実現した. 1集落あたりの農業集落カードの枚数は1970年が2枚(A~B票), 1975年が1枚, 1980年が3枚(A~C票), 1985年が2枚(A~B票), 1990・1995年が3枚(A~C票), 2000・2005年が4枚(A~D票)となっている(図4).

1990年代以降, 農業集落カードの電子データ化も進む. まず, 1990年に農業集落カードのデータがフロッピーディスクに収納されるようになり(農林水産省経済局統計情報部編 1997: 197), 1995年以

降はデータベースから必要なデータを抽出する形を取ることで, 農業集落の範囲が画定された1970年以降の経年データをまとめて得ができるようになった. ただし, 被調査農家の秘密保護の観点から, 農家数が4戸以下の農業集落カードは閲覧できず, 項目によっては農家数が4戸以上であっても秘匿処置が行われている. さらに, 2000年からはGISで利用することができる農業集落の境界データも提供されるようになった.

現在ではe-stat(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>)上から農業集落別の集計結果と境界データをダウンロードすることができるようになっている. その一方で, 農業集落カードの作成も継続されている.

2. 農業集落カードの内容変化

次に本節では, 農業集落カードの収録項目の変化をみていきたい. 上記したように農業センサスでは農業の状況や政策課題の変化に応じて隨時, 集計項目を変化させてきた.

整理に先立って, まず調査対象となる農業集落の数の推移について確認しておきたい. 農業集落の数は, 農家数の減少や集落機能の低下などによって, 中山間地域を中心として減少を続けており²⁸⁾, 1955年の156,477から2000年の135,163へと13.6%の減少を記録している(図5). 2010年農業センサスでは139,176と一転して農業集落数が増加しているが, これは, 2005年農業センサス以降, 農山村の地域資源の総量把握を図るため, 集落機能のない農業集落であっても調査対象に組み入れられたためであると考えられる²⁹⁾.

先に述べた理由から, 農業センサスでは, 国勢調査と比べて時系列比較を行うことが難しく, マイクロフィッシュの形で公表されていた時期の農業集落カードを見るとスペースの問題もあり, 過去2回分(10年)程度のデータしか記載されていない(表2).

1970年世界農林業センサス 農業集落カード

農林省

都道府県	市町村	市町村	都道府県
名	名	名	名
岩手	山形村	山形村	上田
番号	3	304	0

総面積 (ha)							
1960	1965	1960	1965	1960	1965	1960	1965
01 26	26	197	180	79	77	1	1
02 27	26	1	21	5	6	20	18
03 29	26	1	21	5	1	2	7
04 30	26	1	21	5	1	2	7
05 31	26	1	21	5	1	2	7
06 1	26	1	21	5	1	2	7
07 2	26	1	21	5	1	2	7
08 3	26	1	21	5	1	2	7
09 4	26	1	21	5	1	2	7
10 5	26	1	21	5	1	2	7
11 6	26	1	21	5	1	2	7
12 7	26	1	21	5	1	2	7
13 8	26	1	21	5	1	2	7
14 9	26	1	21	5	1	2	7
15 10	26	1	21	5	1	2	7
16 11	26	1	21	5	1	2	7
17 12	26	1	21	5	1	2	7
18 1	26	1	21	5	1	2	7
19 2	26	1	21	5	1	2	7
20 3	26	1	21	5	1	2	7
21 4	26	1	21	5	1	2	7
22 5	26	1	21	5	1	2	7
23 6	26	1	21	5	1	2	7
24 7	26	1	21	5	1	2	7
25 8	26	1	21	5	1	2	7
26 9	26	1	21	5	1	2	7
27 10	26	1	21	5	1	2	7
28 11	26	1	21	5	1	2	7
29 12	26	1	21	5	1	2	7
30 1	26	1	21	5	1	2	7
31 2	26	1	21	5	1	2	7
32 3	26	1	21	5	1	2	7
33 4	26	1	21	5	1	2	7
34 5	26	1	21	5	1	2	7
35 6	26	1	21	5	1	2	7
36 7	26	1	21	5	1	2	7
37 8	26	1	21	5	1	2	7
38 9	26	1	21	5	1	2	7
39 10	26	1	21	5	1	2	7
40 11	26	1	21	5	1	2	7
41 12	26	1	21	5	1	2	7
42 1	26	1	21	5	1	2	7
43 2	26	1	21	5	1	2	7
44 3	26	1	21	5	1	2	7
45 4	26	1	21	5	1	2	7
46 5	26	1	21	5	1	2	7
47 6	26	1	21	5	1	2	7
48 7	26	1	21	5	1	2	7
49 8	26	1	21	5	1	2	7
50 9	26	1	21	5	1	2	7
51 10	26	1	21	5	1	2	7
52 11	26	1	21	5	1	2	7
53 12	26	1	21	5	1	2	7
54 1	26	1	21	5	1	2	7
55 2	26	1	21	5	1	2	7
56 3	26	1	21	5	1	2	7
57 4	26	1	21	5	1	2	7
58 5	26	1	21	5	1	2	7
59 6	26	1	21	5	1	2	7
60 7	26	1	21	5	1	2	7
61 8	26	1	21	5	1	2	7
62 9	26	1	21	5	1	2	7
63 10	26	1	21	5	1	2	7
64 11	26	1	21	5	1	2	7
65 12	26	1	21	5	1	2	7
66 1	26	1	21	5	1	2	7
67 2	26	1	21	5	1	2	7
68 3	26	1	21	5	1	2	7
69 4	26	1	21	5	1	2	7
70 5	26	1	21	5	1	2	7
71 6	26	1	21	5	1	2	7
72 7	26	1	21	5	1	2	7
73 8	26	1	21	5	1	2	7
74 9	26	1	21	5	1	2	7
75 10	26	1	21	5	1	2	7
76 11	26	1	21	5	1	2	7
77 12	26	1	21	5	1	2	7
78 1	26	1	21	5	1	2	7
79 2	26	1	21	5	1	2	7
80 3	26	1	21	5	1	2	7
81 4	26	1	21	5	1	2	7
82 5	26	1	21	5	1	2	7
83 6	26	1	21	5	1	2	7
84 7	26	1	21	5	1	2	7
85 8	26	1	21	5	1	2	7
86 9	26	1	21	5	1	2	7
87 10	26	1	21	5	1	2	7
88 11	26	1	21	5	1	2	7
89 12	26	1	21	5	1	2	7
90 1	26	1	21	5	1	2	7
91 2	26	1	21	5	1	2	7
92 3	26	1	21	5	1	2	7
93 4	26	1	21	5	1	2	7
94 5	26	1	21	5	1	2	7
95 6	26	1	21	5	1	2	7
96 7	26	1	21	5	1	2	7
97 8	26	1	21	5	1	2	7
98 9	26	1	21	5	1	2	7
99 10	26	1	21	5	1	2	7
100 11	26	1	21	5	1	2	7
101 12	26	1	21	5	1	2	7
102 1	26	1	21	5	1	2	7
103 2	26	1	21	5	1	2	7
104 3	26	1	21	5	1	2	7
105 4	26	1	21	5	1	2	7
106 5	26	1	21	5	1	2	7
107 6	26	1	21	5	1	2	7
108 7	26	1	21	5	1	2	7
109 8	26	1	21	5	1	2	7
110 9	26	1	21	5	1	2	7
111 10	26	1	21	5	1	2	7
112 11	26	1	21	5	1	2	7
113 12	26	1	21	5	1	2	7
114 1	26	1	21	5	1	2	7
115 2	26	1	21	5	1	2	7
116 3	26	1	21	5	1	2	7
117 4	26	1	21	5	1	2	7
118 5	26	1	21	5	1	2	7
119 6	26	1	21	5	1	2	7
120 7	26	1	21	5	1	2	7
121 8	26	1	21	5	1	2	7
122 9	26	1	21	5	1	2	7
123 10	26	1	21	5	1	2	7
124 11	26	1	21	5	1	2	7
125 12	26	1	21	5	1	2	7
126 1	26	1	21	5	1	2	7
127 2	26	1	21	5	1	2	7
128 3	26	1	21	5	1	2	7
129 4	26	1	21	5	1	2	7
130 5	26	1	21	5	1	2	7
131 6	26	1	21	5	1	2	7
132 7	26	1	21	5	1	2	7
133 8	26	1	21	5	1	2	7
134 9	26	1	21	5	1	2	7
135 10	26	1	21	5	1	2	7
136 11	26	1	21	5	1	2	7
137 12	26	1	21	5	1	2	7
138 1	26	1	21	5	1	2	7
139 2	26	1	21	5	1	2	7
140 3	26	1	21	5	1	2	7
141 4	26	1	21	5	1	2	7
142 5	26	1	21	5	1	2	7
143 6	26	1	21	5	1	2	7
144 7	26	1	21	5	1	2	7
145 8	26	1	21	5	1	2	7
146 9	26	1	21	5	1	2	7
147 10	26	1	21	5	1	2	7
148 11	26	1	21	5	1	2	7
149 12	26	1	21	5	1	2	7
150 1	26	1	21	5	1	2	7
151 2	26	1	21	5	1	2	7
152 3	26	1	21	5	1	2	7
153 4	26	1	21	5	1	2	7
154 5	26	1	21	5	1	2	7
155 6	26	1	21	5	1	2	7
156 7	26	1	21	5	1	2	7
157 8	26	1	21	5	1	2	7
158 9	26	1	21	5	1	2	7
159 10	26	1	21	5	1	2	7
160 11	26	1	21	5	1	2	7
161 12	26	1	21	5	1	2	7
162 1	26	1	21	5	1	2	7
163 2	26	1	21	5	1	2	7
164 3	26	1	21	5	1	2	7
165 4	26	1	21	5	1	2	7
166 5	26	1	21	5	1	2	7
167 6	26	1	21	5	1	2	7
168 7	26	1	21	5	1	2	7
169 8	26	1	21	5	1	2	7
170 9	26	1	21	5	1	2	7
171 10	26	1	21	5	1	2	7
172 11	26	1	21	5	1	2	7
173 12	26	1	21	5	1	2	7
174 1	26	1	21	5	1	2	7
175 2	26	1	21	5	1	2	7
176 3	26	1	21	5	1	2	7
177 4	26	1	21	5	1	2	7
178 5	26	1	21	5	1	2	7
179 6	26	1	21	5	1	2	7
180 7	26	1	21	5	1	2	7
181 8	26	1	21	5	1	2	7
182 9	26	1	21	5	1	2	7
183 10	26	1	21	5	1	2	7
184 11	26	1	21	5	1	2	7
185 12	26	1	21	5	1	2	7
186 1	26	1	21	5	1	2	7
187 2	26	1	21	5	1	2	7
188 3	26	1	21	5	1	2	7
189 4	26	1	21	5	1	2	7
190 5	26	1	21	5	1	2	7
191 6	26	1	21	5	1	2	7
192 7	26	1	21	5	1	2	7
193 8	26	1	21	5	1	2	7
194 9	26	1	21	5	1	2	7
195 10	26	1	21	5	1	2	7
196 11	26	1	21	5	1	2	7
197 12	26	1	21	5	1	2	7
198 1	26	1	21	5	1	2	

図4 1970年および2005年農業センサスにおける農業集落カード（A票）

(1970年のカードは農林省、2005年のカードは農林統計協会が作成)。

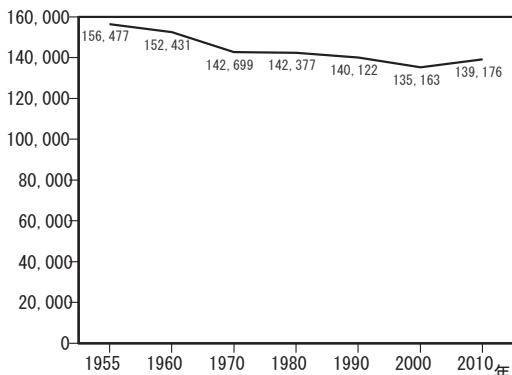


図5 農業集落数の推移
(各年次の農業センサス報告書より作成)。

表2 各農業集落カードに収録されているデータの年次

年次	農業センサスに収録されているデータの年次 (国勢調査など他統計の収録項目を除く)					
	1960	1970	1975	1980	1985	1990
1970	○	○				
1975	○	○	○			
1980		○	○	○		
1985			○	○	○	
1990					○	○

1990年農業集落カードの1985年分の数値は、1985年の結果を1990年の定義で組み替えて集計したものである。1995年以降の農業集落カードは、収録項目について1970年以降のデータを全て掲載している。

(筆者作成)。

1995年以降は1970年時に遡って時系列データを得ることができるようになったものの、空欄となっている年次も多い。また、前記したように、1970年に農業集落の範囲が全面的に見直されたことによって、1965年以前と1970年以降の農業集落の間には多くの区域の不整合があり、厳密な経年比較は困難である。

表3は、1960年農業センサスも含め、各年次に作成された農業集落カードの項目の推移を整理した

ものである。なお、簡潔な形に整理するため、①1970年以降の農業集落カードにおいて、2年次以下しか集計が行われていない項目、②特定の都道府県のみを対象とした項目³⁰⁾、③農家／農業事業体以外の調査（農業集落調査など、ただし国勢調査は含めている）に関する項目、は整理の対象外としている。これらの項目のうち、必要なものについては適宜本文中で言及していきたい。また、カードに項目が設けられているものは、数値が掲載されているか否かに関わらず集計が行われているものとした。

この表を見ると、基幹的な集計項目（「総農家数」「農家人口」「専兼業別農家数」「経営耕地規模別農家数」「農業就業人口」「就業状態別世帯員数」「兼業従事者数」「経営耕地面積」「農産物収入第1位の部門別農家数」「作物種類別収穫面積／販売目的で作付けした面積」「施設園芸」「家畜種類別飼養農家数・頭羽数／販売目的で飼育している家畜種類別農家数と頭羽数」、「農用機械所有台数」）は、農業集落カード作成当初の1、2年次を除き継続して集計されている。しかし、それ以外の項目はこの45年間に大きく変化しており、そこから農業や政策課題の変化を読み取ることができる。

1960年および1970年の農業センサスのみにおいて集計が行われている項目は、大きく①高度経済成長期における著しい人口流出・離農現象の実態把握のための項目、②当時の農作業の実態に即して設定されていた項目の2つに整理することができる。

前者では「過去1カ年間に農家でなくなった家」、「過去1カ年の他出家族員数」（1960年農業センサス）、「5年間の離農農家数」（1970年農業センサス）といった項目の集計が行われ、後者については農業での年雇・臨時雇、共同作業（ゆい・手間替など）などに関する集計が行われている。

また、1970年から1980年の農業集落カードには、国勢調査による世帯数・人口・産業別就業者数が掲載されている。筆者が見た限りにおいて、これ

表3 各農業集落カードにおける収録項目の変化

分類	集計項目／農業集落カードの年次	1960	70	75	80	85	90	95	2000	05
農家	総農家数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農家人口	○	○	○	○	○	○	○	○	○
世帯・非農家	総戸数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	非農家数	○		○	○	○	○	○	○	○
	総世帯数（国勢調査）		○	○	○					
	総世帯人員数（国勢調査）		○	○	○					
	林家数		○	○	○					
農家分類	漁家数	○	○	○						
	専兼業別農家数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	経営耕地規模別農家数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	兼業種類別農家数	○		○	○	○	○	○		
	農業労働力保有状態別農家数					○	○	○	○	
農業就労	主副別農家数					○	○	○	○	
	農業就業人口		○	○	○	○	○	○	○	○
	基幹的農業従事者数		○	○	○	○	○	○	○	○
	農業専従者がいる農家数／農業専従者別農家数		○	○	○					
	従事日数別農業従事者数					○	○	○	○	○
兼業	年齢別農業専従者数				○	○	○	○	○	○
	就業状態別世帯員数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
耕地	兼業従事者数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	経営耕地面積	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	借入耕地		○	○	○	○	○	○	○	○
	貸付耕地		○	○	○	○	○	○	○	○
農業生産	耕地以外の土地／その他の土地		○	○	○	○	○	○	○	○
	農産物販売金額規模別農家数	○	○	○	○					
	農産物収入第1位の部門別農家数		○	○	○	○	○	○	○	○
	農業経営組織別農家数			○	○	○	○	○	○	○
	作物種類別収穫面積／販売目的で作付けした面積	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設園芸		○	○	○	○	○	○	○	○
	家畜種類別飼養農家数・頭羽数／販売目的で飼育している家畜種類別農家数と頭羽数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	養蚕		○	○	○	○	○	○	○	
共同作業	農用機械所有台数	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	水稻作業（さとうきび作）を請け負わせた農家数・面積		○	○	○	○	○	○	○	○
	水稻作業（さとうきび作）を請け負った農家数・面積／農作業を請負った実農家数		○	○	○	○	○	○	○	○
	麦作作業を請け負わせた農家数					○	○	○		
	麦作作業を請け負った農家数					○	○	○		
山林	保有山林面積規模別農家数／保有山林農家	○	○	○	○	○	○	○		
	保有山林面積		○	○	○	○	○	○		

簡潔な表に整理するため①1970年以降の農業集落カードにおいて2年次以下しか集計が行われていない項目、②特定の都道府県のみを対象とした項目、③農家以外に関する調査（農業集落調査など、ただし国勢調査は含めている）についての項目は対象外としている。

（筆者作成）。

らの農業集落カードに実際に数値が記入されているのは 1960 年および 1965 年国勢調査に関するものだけである。国勢調査における最小の集計単位が調査区であることを考えると、1970 年に農業集落の範囲が確定される前の農業集落そして農業センサス調査区は、基本的に国勢調査の調査区と対応していたものと考えられる。前記したように、最初に農業集落という考え方を導入した 1955 年臨時農業基本調査では、原則として各農業集落を 1 調査区とし、集落内の農家数が 50 戸以上または調査が困難な集落については 2 つ以上の調査区を設ける、とされているが、国勢調査における調査区も、原則としておおむね 50 世帯が含まれるように設定されており、農村地域には相互の地理的な隔絶性が高い小規模集落が多数存在していることや、調査区設定の労力を考えれば、両者を対応させている地域が相当数にのぼり³¹⁾、それゆえに農業集落単位で国勢調査人口を表記することが可能であったと考えられる。

一方、農業集落の範囲を農業生産や社会生活の活動範囲と一致させる形で画定させた 1970 年以降については国勢調査に関する数値が示されることはない、1985 年で農業集落カードの集計項目からも消えている。

1975 年以降の項目の追加／削除の動きも農業のあり方および政策課題の変化が如実に反映されている。まず、追加された集計項目をみていくと、大きく①農業の中心的な担い手・中核的農家の把握に関する項目（「農業労働力保有状態別農家数」「主副別農家数」「基幹的農業従事者数」「従事日数別農業従事者数」「年齢別農業専従者数」）、②耕地貸借に関する項目（「借入耕地」「貸付耕地」）、③農作業の受委託に関する項目（水稻作業（さとうきび作）・麦作）の 3 つが挙げられる。①については、表 3 には挙げていかないが 2000 年以降「主副別農家数」の集計も行われている。

この他、① 1980 年農業センサスより、単一経営

／複合経営の視点に基づいた「農業経営組織別農家数」の項目が追加された、② 2005 年農業センサスにおいて調査対象が農業経営体に変更されたことを受けて、2005 年農業集落カードにおいて農業経営体に関する集計項目が追加された、という 2 点についても記しておきたい。

他方、削除された項目は大きく①農業・農村において重要性が低下した事項に関する項目（養蚕、保有山林）、②被調査者のプライバシーの観点から問題があると考えられる項目（「農産物販売金額規模別農家数」³²⁾）、③政策課題の中心から外れるようになった事項に関する項目（「兼業種類別農家数」）の 3 つに分類することができる。

IV おわりに

本稿では、地域統計の観点から農業センサスの概要とその特徴を整理してきた。最後に、農村地域における地域統計の再構築の必要性について述べることで本稿を締めくくることにしたい。

Ⅱで述べてきたように、農業センサスの目的は農業の実態把握と政策課題に取り組むための資料の作成にある。それゆえに、農業センサスを用いて、農業以外の状況を把握することは難しい。近年の農業政策の焦点は、農業の中心的な担い手・中核的な農家の育成にあり、農業センサスにおいても、「販売農家」と「自給的農家」が区分され、調査の重点が前者にシフトするようになった 1990 年以降、この傾向が顕著なものとなっている³³⁾。

他方、国勢調査でも、平成の大合併によって農村地域に位置する町村の多くが都市的な市町と合併したことにより、農村地域に関して利用可能な統計表の数・量は著しく減少している。合併後も一部の項目については旧市町村単位での集計結果が公表されているが、その数は限られている³⁴⁾。

農村地域において非農家の比率が高まっている中

でのこのような動きは農村地域の実態把握を著しく困難なものとしている。研究レベルでの必要性はもちろんのこと、地方交付税制度などを通じた資源再分配にせよ、過疎法をはじめとした地域政策における地域指定にせよ、その根拠そして基準となるのは信頼できる地域統計の存在である。上記したような昨今の状況に対して、農村地域を対象とした集計項目の充実化、そして国勢調査と農業センサスの小地域統計の区域を整理し、両統計を補完的な形で利用できる環境の整備が切に望まれる。

注

- 1) 農業に関するセンサスの名称は、林業に関する調査と共に実施する際には農林業センサス、FAOの世界農業センサスに即して実施される調査は世界農業センサス（農林業センサス）となっているが、本稿では農業に関する調査のみを対象としていることもあり、これらを統一して「農業センサス」と表記する。
- 2) 及川（1993: 245）によれば、FAOの「1950年世界農業センサス要綱案」は1947年初頭の段階でGHQから農林省に伝達され、その参加を指示されていたという。
- 3) 統計調査を地方公共団体経由で実施する場合に、実査事務だけでなく、集計作業もそれぞれの地方公共団体が分担して行い、これらの集計結果を中央に集めて統合する方式を地方分査方式という。
- 4) ここでいう東日本とは、北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・新潟・富山の14道県を指し、西日本とは残りの都府県をさす。経営耕地面積の下限について異なった基準を設けていたのは「両者の間で耕地利用率と土地生産性に較差があったことを主な理由」（1990年農業センサス都道府県統計書3頁）としている。この区別は「両者の間に較差がみられなくなっている」（同）ことを理由として1990年農業センサスより10a以上に一本化されている。
- 5) それまでの統計調査における農家の定義は「世帯員中農業を営むもののある世帯」とされてきた（農林水産省経済局統計情報部編 1997: 178）。
- 6) FAO要綱（FAO 1948）は、国際比較を目的として具体的な調査項目を挙げ、これらに一定の定義を与えている。これらの調査項目は最小項目表（short list）と拡大項目表（expanded list）に分けられている。前者は、全ての参加国が調査項目として取り上げることが期待される項目であり、後者は、参加国が同じ項目を取り上げる際に準拠することを求めた項目である。日本は、最小項目表の方を全数

調査で行うことを基本的な方針としていた（農林省統計調査部編 1970b: 77）。

- 7) 臨時農業基本調査では、調査年度において10億6千万円の予算を要求していたが、2億2千万円に減額されたため、このような形での実施を余儀なくされている。
- 8) 1960年農業センサスについて、農林省統計調査部編（1971a: 488）は「わが農林統計諸調査の作り出している山脈の巨峰である。センサス方式の到達しうる安定した型を示している」と述べ、農林水産省経済局統計情報部編（1997: 181）は「調査の体系、内容、調査技術上のあらゆる面で基本的な集大成がされた」と記している。
- 9) 農業集落調査は、それぞれの農業集落の精通者を対象に実施され、集落の土地利用や慣行などが調べられている。
- 10) 中間年の農業センサスが全数調査に変更された理由は、経済成長によって予算的な制約が弱まったことに加えて、農林水産省経済局統計情報部編（1997: 187）は（1）政策立案には必要に応じて適切な地域範囲に組み替えられる小地域統計が不可欠であり、抽出調査では該当農家の少ない項目や階層別・市町村別集計における誤差が大きい、（2）農政を進めていく際には、施策毎に農家を分類し、必要な対象を選び出す必要がある、（3）センサスの結果は、抽出統計のためのベンチマークとしての役割を担っている、（4）センサスを受託している市町村側が、小地域（農業集落）単位での統計整備を求めており、という4点を挙げている。
- 11) 総務省ホームページ（http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/pdf/igi_yaku.pdf（最終閲覧日：2013年2月23日））による。
- 12) 2010年農業センサスの調査目的は以下のように記されている。

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、FAOの提唱する2010年世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的として実施した（2010年農業センサス都道府県別統計書3頁）。

ただし、2000年農業センサスでは、「農業集落の国土・環境保全に果たす役割等を明らかにするための項目」（2000年農業センサス都道府県別統計書3～4頁）が設定され、2005年農業センサスでは、農林業・農山村が持つ多面的機能の一体的な把握を目的として農業集落調査と林業地域調査が農山村地域調査に統合・再編されるなど、調査内容レベルでは、食料・農業・農村基本法施行後すぐに対応が行われている。

- 13) ただし、「3か月以上にわたって住んでいる住居又は住

むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなされる。

- 14) 2005年農業センサス以降の都道府県別統計書では定義のみが記される形に変更されている。
- 15) 具体的には、1960年農業センサスでは①販売なし、②5万円未満、③5～10万円、④10～20万円、⑤20～30万円、⑥30～50万円、⑦50～70万円、⑧70～100万円、⑨100万円以上の9区分、1970年農業センサスでは①販売なし、②5万円未満、③5～20万円、④20～50万円、⑤50～70万円、⑥70～100万円、⑦100～150万円、⑧150～200万円、⑨200～300万円、⑩300～500万円、⑪500万円以上の11区分、1980年農業センサスでは①販売なし、②10万円未満、③10～50万円、④50～100万円、⑤100～150万円、⑥150～200万円、⑦200～300万円、⑧300～500万円、⑨500～700万円、⑩700～1,000万円、⑪1,000～1,500万円、⑫1,500万円以上の12区分となっている。
- 16) この他にも、例外規定農家が金銭的な基準に基づいて定義されている。
- 17) 1965年農業センサスには「この分類は16才以上の家族員を対象に分類してある。国勢調査、労働力調査などにあっては生産年齢人口を15才以上としているが、農業センサスでは16才以上をもって生産年齢人口としている。これは調査日が2月1日である関係上、15才までを含めると、15才のもの大部分（2～3月中に生まれた人を除いた部分）は、まだ中学在学中であるからである」（1965年農業センサス都道府県別統計書6頁）との記述がある。
- 18) しかし、1995年農業センサス以降、国勢調査等との比較可能性の観点から農業センサスでも生産年齢人口を15歳以上に改めている。
- 19) 農業の変化やその時々の政策課題と農業センサスの関係の全体的な整理については農林水産省経済局統計情報部編（1997）の第5章を参照されたい。
- 20) 各金額区分の設定は、1957年および1959年の農家経済調査の分析結果に基づいて行われている（農林省統計調査部編 1970b: 167-169）。
- 20) 1種農家と2種農家は以下のような形で分類される。

1種農家：経営耕地面積が北海道では1ヘクタール、都府県で0.5ヘクタール以上であるもの。この基準に達しないものでも下記の指標にひとつでも該当した農家である。

- ①果樹園の経営面積10アール以上
- ②茶園の経営面積10アール以上
- ③たばこの収穫面積10アール以上
- ④いぐさの収穫面積10アール以上
- ⑤ビニールハウス、温室・ガラス室の施設建坪3.3m²以上
- ⑥2才以上の乳用牛を1頭以上飼養

⑦6ヶ月以上の採卵用にわとり（ブロイラーを除く）50羽以上飼養

⑧肥育豚の年間出荷頭数10頭以上

⑨ブロイラーの年間出荷羽数500羽以上

⑩まゆ掃立卵量5箱以上

⑪調査日前1年間の農産物総販売額10万円以上

2種農家: 2種農家とは1種農家以外のものである。（1965年農業センサス都道府県別統計書3-4頁）

21) 農林統計における地域統計整備の歴史については農林水産省経済局統計情報部編（1997）の第11章に簡潔にまとめられている。

22) 農業集落という考え方が導入される前の1950年農業センサスは以下のようない手順で実施されており、調査に際して多大な労力を要したことが伺える。

調査区および調査員

農業センサスを実施するために、予め全国各市区町村内を農家数30戸～59戸を1調査区の基準として農業センサス調査区を設置した。ただし、地理的な事情その他でこの基準によれない場合もあるので、このさいは知事の許可をうければ、変更することができるようとした。その結果181,744の調査区が設けられた。

この調査区に1名あての世界農業センサス調査員を農林大臣が任命し調査にあたらしめた。

農業事業体名簿

調査員が任命され、最初に準備調査として、農業事業体名簿の作成が昭和24年12月1日現在で行われた。農業事業体名簿はいうまでもなく、調査の対象をあきらかにすることである。センサス調査員は自己担当の区域内の1戸1戸を訪問して1950年世界農業センサス規則で規定された農業事業体に該当するか否かを調査し、農業事業体名簿の作成を行った。この名簿にもとづいて本調査がすすめられた。

実査

本調査は昭和25年2月1日に行われた。農業事業体名簿の作成から本調査までの間に農業事業体にも移動があり、この名簿をもととして本調査をすすめることはできないであろうという疑念があるが、農業事業体名簿作成後は調査員が自己の担当区域内の移動を常に注視し加除訂正が行われたのである。

従来の農業センサスでは調査方法としては申告方式がとられていたが、1950年の農業センサスでは調査員による面接調査方式を採用した。

審査と集計

調査員によって調査された調査票は市町村長に提出さ

れ、町村役場の統計主任によって審査をうけ、更に郡単位程度に市区町村の統計主任に調査票を持ちよらせて県係官が調査票の審査を行つた。かくして調査票の審査が終り、集計しても差支えないという県の許可を得たる後、市町村においては自市町村の結果表を作成した。（1950年世界農業センサス市町村別統計書・序文（頁番号なし））

23) 農業集落の抽出手続の詳細については以下のように記されている。

具体的には大字、部落実行組合、昭和16年当時の実行組合の区域の重なりをみ、さらに農業生産面の共同化として、共用林野の利用の範囲、賦役の範囲を、生活面の共同化として葬式または野辺送りの範囲を農業集落判定一覧表（表参照）に記入してみて、次のような方法によつて農業集落の範囲を決めたのであります。

（1）実行組合と行政部落が一致している場合の農業集落の決め方

イ、実行組合と行政部落の範囲が一致し、農業生産面の共同ならびに生活面の共同の範囲が一致する場合は、これを農業集落としました。

ロ、実行組合と行政部落が一致しているが、その中に含まれる農家数に若干違いがあつても、農業生産面の共同化や、生活面の範囲の重なりが一致しておれば、その範囲を農業集落としました。

（2）一つの行政部落の中に二つ以上の実行組合がある場合

イ、実行組合が戦時中または戦後、供出、配給、農地問題などで分裂したような場合、農業生産面の共同化や生活面の共同化が、行政部落の範囲に一致していれば行政部落の範囲を農業集落としました。

ロ、実行組合が隣組的な小さな組織である場合も、生産面や生活面の共同化が行政部落の範囲で行われていることが確認できれば、行政部落を農業集落の範囲としました。

（3）実行組合と行政部落の区域がはなはだしく違つている場合で、（1）（2）の方法で農業集落の判定ができない場合は、農業生産面や生活面の共同化の事例をできるだけ多く調査して、共同化の最も濃密な区域を農業集落の範囲とすることにしました。実際には、地方により決め手となる目じるしがあるので、それを重視して決定してもらつたのです。

（4）都市の場合の取り扱い方

都市でも市街地ばかりではなく、農村と全く変わらな

い地域もあるので、都市の中をどの程度市街地化されているかによつて、都市の中を地帯分けして検討した方が、整理しやすいので、次のように分けました。

（イ）純農村地帯

（ロ）まだあまり市街地化されていないで、農村としての形態が残っている地帯

（ハ）ほとんど市街地化されて、その中に、ごく少数の農家が存在している地帯

（ニ）完全な市街地であつて農家は全く存在しない地帯

（ニ）については農業集落を決める必要はないので除きました。

（イ）の純農村地帯は、一般的農村と同じようにして農業集落を判定したのです。

（ロ）の場合はこの中にも種々の段階があるが、これもやはり一般的農村の場合と同様な取扱いとしました。

（ハ）は（イ）（ロ）の場合の取扱いとは全く違い、実行組合、生産組織、養鶏組合、酪農組合など、農家の集団を第一の目安とし、それらの農家の集団をとらえ、次に農業と兼業との特色を調べて、花作りが多いとか、野菜を作っているものが多いとか、特徴の類似している地域を一まとめにすることにしたのです。しかし、これは農業集落の概念にはあてはまらぬもので、調査区ということにしました。

以上述べたような方法で農業集落は決められたのであります。（農林省農林経済局統計調査部編 1957: 10-12）。

24) ただし、北海道については別の基準で類型が設けられている（農林省農林経済局統計調査部編 1957: 16-17）。

25) ただし、この分類はその後の農業センサスに引き継がれていない（農林水産省経済局統計情報部編 1997: 181）。

26) 1960年農業センサスにおける農業集落カードは、統計調査事務所毎に管内全集落のカードを作成し、それぞれの統計調査事務所において保管されたほか、農家調査の抽出集計に用いられた総農業集落の約1/20（約8,000集落）のカードについては、農林省本省統計課にも保管されている（農林省農林経済局統計調査部編 1961: 7）。

27) 例えば、1990年農業センサスでは、農業集落の改変に関して以下のように記している。

1980年世界農林業センサスにおいては、農業集落の区域は、農林業センサスにおける最小の集計単位であるとともに、農業集落調査の調査単位であり、統計の連続性を考慮して農業集落の区域の修正は最小限にとどめることとし、1975年農業センサスで設定した農業集落（1970年を踏襲）をそのまま原則として踏襲した。

今回1990年世界農林業センサスにおける農業集落の

区域は、農業集落別統計の連続性の維持や農業集落別に農家調査結果と農業集落調査結果を統合化して農業構造の実態を統計的に明らかにする等のために、集落の区域の修正は必要最小限にとどめることとし、1985年農業センサス時に定められた農業集落の区域を原則として踏襲することとした。(1990年農業センサス都道府県統計書13頁)。

- 28) 農業集落が減少する主なケースとして、複数の農業集落が統合されたケースと、農家点在地として扱われるようになったケースが挙げられる。農家点在地とは「ほとんど市街化されてしまったため、非農家の間にごく少数の農家が点々と存在しているだけになつたり、著しい過疎化のために農家がわざかになつてしまい、農業集落としての機能があると認められない地域」(2000年農業センサス都道府県別統計書13頁)を指し、農業集落の調査対象から除外される。
- 29) 一方、全域が市街化区域に含まれる農業集落は、農政の施策の対象範囲外であるとして、調査対象から除外されるようになった。
- 30) 例えば、「軍用地内の黙認耕作地」は沖縄県のみを対象に調査が行われている。
- 31) 例えば、山形県久慈市山形町(旧山形村)には22の農業集落が存在するが、このうち17の農業集落カードに掲載されている1960年および1965年の国勢調査人口は、当該集落内に位置している調査区人口の合計値と一致する。調査区人口と対応づけることができなかつた農業集落の名称は「閑1」「閑2」「閑3」および「荷軽部1」「荷軽部2」となつており、大きな集落を便宜的に区分けしたものであると思われる。
- 32) 農産物販売金額規模別農家数の項目は1980年を最後に消滅しているが、1990年の農業集落カードには、農産物販売金額規模別農家数の構成比率が掲載されている。また、2005年の農業集落カードでは、調査対象が農業経営体に変更されたことを受けて、事業収入規模別経営体数と販売金額規模別経営体数の集計結果が掲載されている。
- 33) 例えば、2005年農業センサスでは自給的農家に対する調査票調査を行っていない。
- 34) 2005年国勢調査において特別集計「旧市町村別集計」が行われているのは第1次基本集計についての4表、第2次基本集計についての2表、第3次基本集計についての7表だけである。また、2010年国勢調査においても、既に

公刊されている人口等基本集計に関する旧市町村別の集計結果が公表されているのは6表だけとなっている。

文献

- 石井素介 1985. 日本農業の地域分析データとしての農業集落カードの利用。農林統計調査 406: 14-19.
- 及川章夫 1993.『日本農業統計調査史』農林統計協会。
- 梶田 真 2008. 国勢調査における小地域統計の整備過程とその実態。東京大学人文地理学研究 19: 31-43.
- 農林省統計調査部編 1955.『1950年世界農業センサス市町村別統計表』。
- 農林省統計調査部編 1959.『臨時農業基本調査市町村別統計表』農林統計協会。
- 農林省統計情報部編 1961.『1960年世界農林業センサス市町村別統計書』農林統計協会。
- 農林省統計調査部編 1970a.『戦後農林統計史 第2巻』農林統計協会。
- 農林省統計調査部編 1970b.『戦後農林統計史 第3巻』農林統計協会。
- 農林省統計調査部編 1971a.『戦後農林統計史 第1巻』農林統計協会。
- 農林省統計調査部編 1971b.『戦後農林統計史 第4巻』農林統計協会。
- 農林省統計調査部編 1972.『1970年世界農林業センサス農業集落調査報告書』農林統計協会。
- 農林省農林経済局統計調査部編 1957.『昭和30年臨時農業基本調査結果報告 第一巻(類型別農業集落)』農林省。
- 農林省農林経済局統計調査部編 1961.『1960年世界農林業センサス 農業集落調査報告書』農林統計協会。
- 農林水産省農林経済局統計情報部編 1997.『農林水産統計情報50年史』農林統計協会。
- 農林統計協会 2008.『2005年農林業センサス 農業集落カード利用ガイド』農林統計協会。
- 福村安男 1985. 集落データの仕組み——農業集落カードからの提起。農林統計調査 406: 9-12.
- FAO 1948. Program for the 1950 world census of agriculture.
- ※1965年以降の農業センサスの報告書は表記が概ね統一されているため、文献表には記さず適宜、本文等の中で引用することとした。

Census of Agriculture as Territorially Aggregated Statistics: A Note on Usability of Statistics Aggregated on Small Units in Rural Areas

Shin KAJITA

(Graduate School of Arts and Sciences, The University of Tokyo)

This paper examines the characteristics of census of agriculture and its development in terms of territorially aggregated statistics. The purpose of the census of agriculture is to provide a detailed picture of agriculture and supply information useful for policy making. Therefore, over time, the operational definitions of key concepts and topics under investigation have undergone many changes, which makes a time series analysis of this data quite difficult.

Japan's census of agriculture uses a unique territorial unit for aggregation, called the agricultural settlement (*nogyoshuraku*). This unit was introduced in 1955. Nevertheless, its initial demarcation gave priority to homogeneity in size between units than correspondence with territories of settlements as substantive social and production activities, and led severe confusions and confrontations. Therefore, agricultural settlements were redemarcated in the 1970 census.

Key words : census of agriculture, rural areas, agricultural settlement (*nogyoshuraku*), small-area statistics aggregation